

第3章 人々のまちを大切に作る心や暮らし方を まちなみにつなげる



第3章 人々のまちを大切にする心や暮らし方を まちなみにつなげる

【目標体系図】

まちづくりの基本方針3 人々のまちを大切にする心や暮らし方をまちなみにつなげる

目標とする 10 年後の芦屋の姿

10 花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している

施策目標 10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している

施策目標 10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

目標とする 10 年後の芦屋の姿

11 環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている

施策目標 11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる

施策目標 11-2 清潔なまちづくりが進んでいる

目標とする 10 年後の芦屋の姿

12 交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている

施策目標 12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている

施策目標 12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる

施策目標 12-3 市内を安全かつ快適に移動できる

目標とする 10 年後の芦屋の姿

13 充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている

施策目標 13-1 良質なすまいづくりが進んでいる

施策目標 13-2 住宅都市としての機能が充実している

施策目標 13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している

花と緑に彩られた美しいまちなみが自然と調和している

【基本構想】

芦屋は戸建住宅を中心に自然環境に恵まれた美しい風格ある住宅地として発展してきました。しかし、阪神・淡路大震災によって多くの尊い命が失われ、まちは壊滅的なダメージを受けましたが、市民の復興を願う力によって立ち直ってきました。

平成16年（2004年）に「芦屋庭園都市」を宣言し、花と緑いっぱいの美しいまちづくりを更に進め、世界の人が一度は訪れてみたいと思うまちを目指しています。

まちなみは変わりつつありますが、六甲の山並みと南の大阪湾をつなぐ芦屋川、宮川を庭園都市にふさわしい「緑の水の道」となるように、また、東西に走る幹線道路が「緑の風の道」となるように、まちなかの緑とともに芦屋らしい景観を守り、創り出していく必要があります。

そのためには、幹線道路や河川については国・県などと連携しながら緑の保全や緑化を進めていくとともに、市民が子どもの頃から自然環境を大切にし、まちなかの緑を守り、創り、育てていく心の文化を継承していくことが重要であると考えます。

また、自然や緑と調和させるための方策や、まちなみを美しく保つための管理、そして地域の過去からの歴史を踏まえながら何を大事にしていくかについて市民と行政がともに考え、継承していくことも重要であると考えます。

施策目標 10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している

施策目標 10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

施策目標 10-1 自然と緑を守り、創り、育てる文化を継承している

(施策目標推進部：都市建設部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・まちなかを花と緑で彩り、道路や河川沿いの緑を守り育てます。
- ・安全に芦屋の自然と親しむことができる環境を保全します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

まちなかを花と緑で彩り、道路や河川沿いの緑を守り育てる取組では、*オープンガーデン、*花と緑のコンクールなどを実施していますが、*オープンガーデンの参加者は毎年増加しているもの、コンクールの参加者は30件前後でやや減少傾向にあります。

また、街路樹・公園樹の適正な維持管理を行うとともに、寄附による新たな公園整備や南芦屋浜地区の公園・緑地整備など公共空間の花と緑を守り育てる取組を行いました。「*緑の保全地区」については新たに3地区を指定するなど緑化推進を行いました。新たな*保護樹の指定には至りませんでした。

安全に芦屋の自然と親しむことができる環境の保全では、県に対して芦屋川、宮川の保全に係る要望を行うほか、芦屋観光協会と連携し、あしや山まつりを実施しました。また、*芦屋市環境づくり推進会議が主体となって生きもの観察会等を実施し、その活動記録を冊子にまとめて市民に配布することにより、山、川、海辺の自然への関心や興味の向上を図りました。

今後も、「*芦屋庭園都市宣言」にふさわしい美しいまちなみを形成していくためには、今ある芦屋の自然と緑を守り、創り、育てるとともに、まちなかも花と緑でいっぱいにし、まちが自然と調和していくことが必要です。市全域が健全で緑ゆたかな美しい環境を保全するために、市民と行政が協働して取り組むことが重要であり、*花壇活動参加団体を増やす取組とともに*緑化団体の活動に関わる新たな人材発掘や、新たな*保護樹の指定が可能かどうかも含め新たな景観施策の取組を検討する必要があります。

また、市民が生きものに関心を持ち、身近な自然に親しむことにより、自然環境を守り共生する意識が醸成されるように、芦屋の山、川、海辺などの豊かな自然と触れ合い、学ぶ機会を提供していくことが必要です。

3 後期5年の重点施策

10-1-1 まちなかを花と緑で彩り、市民とともに緑を守り育てます。

(重点取組)

- ①*オープンガーデンの参加者や緑化等の活動団体を増やす取組を進め、市内を花と緑でいっぱいにする市民による活動を促進します。
- ②街路樹、公園、緑地など公共空間の花と緑を守り育てるために、市民との協働を図りながら適切に維持管理を行うとともに、市街地における公園や緑地の更なるネットワーク形成のため、計画的な公園配置を検討します。

③市街地における面的な緑化の推進と既存緑地の保全のため、*緑の保全地区における規制内容の周知と徹底、*景観重要樹木や*保護樹の指定を検討します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*オープンガーデン参加者数（人／年）	81	↑	125
*花壇活動参加団体数（団体／年）	75	↑	99
市内*緑被率（％）	22 (H22)	↑	28

10-1-2 芦屋の自然環境の保全へ向けた取組を推進します。

（重点取組）

①生きものの生息環境に関する情報を把握し、市民へ向けた情報や自然を学び触れ合う機会の提供の充実を図るなど、自然環境を守る意識の向上への啓発を推進するとともに、その保全・維持に努めます。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
市民アンケートで、自然や生き物と親しむ機会を作っている人の割合（％）	60	↑	70

4 市民主体による取組

- ◇*オープンガーデンへの参加
- ◇*花と緑のコンクールへの応募
- ◇地域での花壇活動への参加
- ◇*保護樹，保護樹林指定への協力

[関連する課題別計画]

芦屋市緑の基本計画（H17～H32）

第3次芦屋市環境計画（H27～H36）

施策目標 10-2 建物などが地域ごとの緑ゆたかな景観と調和している

(施策目標推進部：都市建設部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・ 芦屋らしい美しい景観となるよう景観誘導施策を進めていきます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

景観誘導施策の推進では、市全域の景観地区とは別に、より良好な景観の創造を目指し、芦屋川沿いを*芦屋川特別景観地区に、また、その文化的景観を市指定文化財に指定したほか、地域ごとのまちづくりの推進に向けて、船戸町、三条南町、西芦屋町、浜風町1街区、親王塚町で新たに*地区計画を決定しました。平成26年(2014年)4月からの景観行政団体移行に伴い、「景観計画」を策定し、独自の屋外広告物条例を制定します。

今後、さらに、市民が住みやすく誇りをもてる美しいまちとなるように、南芦屋浜地区における良好な景観の形成を進めていくほか、景観行政団体の特長を生かした、市全体における景観施策の充実に取り組むことが必要です。

3 後期5年の重点施策

10-2-1 芦屋らしい美しい景観をまもる・つくる・そだてるため、景観誘導施策をさらに進めます。

(重点取組)

- ①南芦屋浜地区において良好な景観の形成を進めるため、景観地区の指定を含む取組を検討します。
- ②芦屋らしい広告景観を形成するため、独自条例の周知徹底や市民参画による運用を推進します。
- ③美しい景観を形成するため、「第7次電線類地中化計画」に基づき、芦屋川兩岸等の無電柱化の整備を行うとともに、景観計画を主体とした無電柱化整備計画を検討します。
- ④住みやすく良好な住環境の保全又は形成を市民参画により進めるため、*地区計画及び*まちづくり協定の周知や支援に取り組み、地域の特性に応じた規制やルールづくりによる環境整備を推進します。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
市民アンケートで、地域におけるまちなみ等の景観の美しさに関して「かなり良い」と答えた市民の割合 (%)	32.5	↑	35
芦屋市屋外広告物条例の適用において既存不適格になる広告物の割合 (%)	37 (見込数)	↓	20
無電柱化率 (%)	12.4	↑	14.1
*まちづくり協定の数 (地区)	3	↑	6

4 市民主体による取組

- ◇景観地区についての理解と協力
- ◇住宅等の生垣や石積みの保全
- ◇住宅等の道路との敷き際への花木の植栽
- ◇*まちづくり協定の策定

[関連する課題別計画]

- 芦屋市景観形成基本計画（H26 改定）
- 芦屋市景観計画（H27）
- 芦屋市都市計画マスタープラン（H24～H32）



環境にやさしい清潔なまちでの暮らしが広がっている

【基本構想】

芦屋には、六甲山、芦屋川と宮川、大阪湾といった自然環境や、これらがもたらす「緑の水の道」がありますが、地球規模で問題となっている温暖化の影響も大きく受けています。

また、身近な生活環境を快適なものにするためには、大気汚染や騒音、振動による被害を受けないことや、ごみの散乱やポイ捨て、落書きなどがない清潔なまちであることが基本でもあります。

庭園都市の中で環境にやさしい清潔なまちでの暮らしを広げるためには、芦屋に備わっている緑や風の道を生かしたまちなみづくり、住まいづくりを行いながら、エネルギー消費を抑え、まちを清潔に保っていくことが必要です。

そのためには、市民一人一人が地球温暖化を止める暮らし方を意識して行うことや、マナーを守り、まちを汚しにくい雰囲気にしていくことが重要であると考えます。

施策目標 11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる

施策目標 11-2 清潔なまちづくりが進んでいる

施策目標 11-1 環境に配慮した暮らしやまちづくりが進んでいる

(施策目標推進部：市民生活部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・市民が省エネルギーやリサイクルの推進など環境に配慮した生活ができるよう周知，啓発に努めます。
- ・行政も事業者として適切な廃棄物の処理や公共用水域の水質保全など，環境に配慮した取組を推進します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

省エネルギーやリサイクルの推進などの周知，啓発では，打ち水大作戦の実施，緑のカーテンの普及イベント，*ライトダウンキャンペーンの実施，あしや秋まつりでの啓発ブースの出店，星空観察会を実施するほか，市内の事業者対象の低公害車普及促進，住宅用太陽光発電システム設置に対する助成制度を実施しました。また，ごみの減量化，再資源化では，芦屋市商工会と連携したフリーマーケットの開催，粗大ごみとして収集した自転車，家具類の再生品を提供するリユースフェスタの開催，小中学生を対象にしたポスター展の開催，マイバックキャンペーン，ごみ焼却場などの施設見学会を実施するほか，*持ち去り防止パトロールを実施し，持ち去り者に対する啓発を行うとともに，持ち込みごみの予約制の導入により，持ち込み件数とごみ量の減少に取り組みました。

小学校では，5年生を対象とした自然学校，3年生を対象とした芦屋川，宮川，潮芦屋ビーチでの生物観察などの環境体験学習に取り組むほか，光熱水費節減額の一部を予算還元する「省エネプロジェクト」を実施し，児童生徒と教職員が協力して省エネルギーの推進活動を行いました。

行政が事業者として，環境に配慮した取組の推進では，電気使用量やコピー用紙使用量の削減，庁舎内から排出される廃棄物の減量化の推進のほか，市公共施設における省エネタイプ機器導入やLED照明への切り替え等により，ランニングコストの削減に加えてCO₂排出削減に取り組みました。

様々な取組とその成果から，市民及び行政による環境に配慮した取組の実践や意識啓発の推進は図られてきていると考えられますが，地球規模の環境問題である地球温暖化防止へ向けたさらなる取組が進むよう，情報や学ぶ機会の提供を行うとともに，市民と行政が一体となった取組を推進する必要があります。

3 後期5年の重点施策

11-1-1 市民，事業者による環境負荷の低減へ向けた取組を促進します。

(重点取組)

- ①市民の知識や意識が向上するように，環境問題やエネルギーに関する情報を把握し，情報提供や学習機会を充実します。
- ②市民，事業者が協働して取り組めるように，環境に配慮した設備導入への補助制度の見直しや，環境づくり推進会議と協力しながら情報交換できる機会の提供に取り組みます。

- ③ごみの減量化・再資源化事業を促進するために、持ち込みごみ予約制の導入、*持ち去り防止パトロール実施の効果を検証し、適正な料金体系や新たな再資源化の促進策などを検討します。
- ④事業系ごみの適正処理を推進するため、持ち込みごみ予約制の導入により事業系ごみが持ち込まれる状況を把握し、不適正排出を行う事業所に周知、啓発を行います。

指標（単位）	現状値（H26）	指標の方向性	めざす値（H32）
市民アンケートによる日常生活の中で環境に配慮した行動を実践している人の割合（%）	53.5	↑	60
年間ごみ焼却量（kg／人）	311.3	↓	277.1
再資源化物のリサイクル率（%）	16.9	↑	17.3

11-1-2 行政の事業に係る環境負荷を低減します。

（重点取組）

- ①「*環境マネジメントシステム（EMS）」及び「環境保全率先実行計画」等に基づき全庁的な温室効果ガス削減への取組を推進します。
- ②公共施設の保全計画と省エネ診断との連動により、効率的・効果的な省エネ機器の導入や再生可能エネルギーの利用を図ります。

指標（単位）	現状値（H26）	指標の方向性	めざす値（H32）
行政の事業における温室効果ガス排出量（t-CO2）	12,696	↓	12,061

4 市民主体による取組

- ◇省エネ意識をもった生活
- ◇環境負荷の少ない設備の設置
- ◇環境負荷の少ない製品の購入，利用
- ◇建物の新築・増改築時における雨水浸透施設の設置
- ◇ごみの分別排出の徹底
- ◇生ごみの水切り
- ◇食材や日用品は、最後まで使い切る

[関連する課題別計画]

- 第3次芦屋市環境計画（H27～H36）
- 芦屋市一般廃棄物処理基本計画（H23～H32）
- 芦屋市分別収集計画（H26～H30）
- 第4次環境保全率先実行計画（H28～H32）

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例（通称：市民マナー条例）の周知、啓発、誘導に努めるなど清潔なまちづくりを進めます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

「清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例」（通称：市民マナー条例）の取組では、ＪＲ芦屋駅に加え、平成 23 年度(2011 年度)より阪急芦屋川、阪神芦屋、阪神打出の各駅周辺を喫煙禁止区域に新たに指定し、平成 25 年(2013 年)10 月には、市内全域の公共の場所における歩行喫煙等について努力義務から禁止事項へ変更しました。平成 23 年(2011 年)6 月からは新たに芦屋川流域及びキャナルパークでのバーベキュー禁止、キャナルパークでのプレジャーボートの航行時間規制を追加し、周知及び警備を行うほか、美化推進員との連携による啓発街頭キャンペーンを実施するなどにより、一定の効果が表れています。さらに市民マナー条例を定着させ、清潔で安全かつ快適な生活環境の確保に向けた取組を総合的に推進するために平成 26 年(2014 年)3 月に「芦屋市市民マナー条例推進計画」を策定しました。

美化活動については、芦屋市環境衛生協会が主催する*芦屋わがまちクリーン作戦を学生や事業所などが自由に参加できる自主性重視の仕組みへと改善しました。また、市内公共施設においては、分煙、禁煙とするなど、*受動喫煙防止対策を実施しています。

市民マナー条例に基づく多種多様な推進施策を実施し、着実に市民へのマナー向上施策が浸透してきていると考えられます。市民アンケートによる結果も市民の満足度は高い評価を得ており、取組による良好な生活環境の確保が図られてきています。

しかしながら、市外から来た人にも守ってもらう必要があること、また、行政による啓発やパトロールによる規制だけでは、取組の広がりが見られないという課題もあり、今後も、「市民マナー条例推進計画」に基づき、市民・行政が連携し、周知啓発を図るとともに、一体となった取組を推進していくことが必要です。

3 後期 5 年の重点施策

11-2-1 市民・行政が一体となった清潔で安全・快適なまちづくりへの取組を推進します。

(重点取組)

- ①市外から来る人たちに市民マナー条例を守ってもらえるように、交通事業者等の関係機関との連携や官学協働等、様々な手段により、市の内外に向けた市民マナー条例の周知啓発を強化します。
- ②市民マナー条例推進連絡会や美化推進員と協力しながら、地域の情報交換や合同の街頭キャンペーン、パトロール等、協働による活動を推進します。
- ③良好な生活環境の確保へ向けて地域が主体となった取組が行えるように、美化活動への支援やごみ出しルールについて啓発等を推進します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
市民アンケートによる，市民マナー条例の内容まで知っている市民の割合（％）	72	↑	80
市民アンケートによる，地域の清掃など普段から清潔なまちを守る行動を行っている市民の割合（％）	63.3	↑	70

4 市民主体による取組

◇地域のマナーは地域で守るとの視点に立った行動や周囲への啓発

[関連する課題別計画]

芦屋市市民マナー条例推進計画（H26～H30）

交通マナーと思いやりがまちに行き渡り、市内が安全に安心して移動できるようになっている

【基本構想】

本市は、大阪市と神戸市の中間に位置し、都市間交通の利便性と住宅地としての都市機能については評価が高いものとなっています。しかし、市域が南北に細長く北から南への傾斜があり、南北の公共交通はバスによるものとなっていることや、鉄道駅周辺の一部が利用しにくいところがあります。また、比較的幅のある道路には歩道が整備されていますが、道幅が狭いため歩道を設置することが困難な場所も多くあります。

誰もが安全に安心して移動できるためには、歩道や交通安全施設の整備だけではなく、自動車や自転車などに乗る人が交通ルールを守り、歩行者優先に心がけ、歩行者自身も同じように他の通行者に気遣う意識を高めることが必要です。また、自動車や自転車などの移動手段を持たない人でも気軽に市内を移動できる対策を講じながら、まち全体がユニバーサルデザインを目指すことも必要です。

そのためには、一人一人が道路はみんなのものであるという意識を持ち、他の利用者を思いやった使い方を当たり前にしていくとともに、安全に安心して移動できるよう公共施設などがバリアフリー化され、市内の公共交通機関等を利用しやすくしていくことが重要であると考えます。

施策目標 12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている

施策目標 12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる

施策目標 12-3 市内を安全かつ快適に移動できる

施策目標 12-1 交通ルールやマナーに関する意識が高まっている

(施策目標推進部：都市建設部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・交通に関するルールとマナーの周知，啓発に努めます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

交通に関するルールとマナーの周知，啓発では，春・秋の「全国交通安全運動」期間中にJR芦屋駅前等でのイベント開催，横断幕，のぼり旗の設置などを行い，チャイルドシート着用の街頭啓発を行ったほか，自転車等交通安全街頭啓発，自転車運転安全教室を実施しました。また，保育所・幼稚園・小学校等において，交通ルールを守り，安全な生活が送れるよう学習する場として，保護者も含めた交通安全教室を実施しました。

しかし，自転車利用者の交通ルール遵守意識は十分に浸透しておらず，道路交通法改正による指導取締りの強化も実施されることから，自転車は「車両」であるということの理解への周知強化とともに，ルールを遵守しなかった場合の罰則や交通事故のリスク等についての啓発，安全教育を推進することが必要となっています。

また，自転車利用者が加害者となる自転車事故の被害者救済対策として，兵庫県では条例が制定され，自転車利用者の賠償責任保険の加入が義務化となることから，賠償責任保険への加入促進に取り組むことも必要です。

3 後期5年の重点施策

12-1-1 交通に関するルールとマナーの周知，啓発に努めます。

(重点取組)

- ①子どもや高齢者の交通事故の減少のために，街頭啓発や交通安全教室，地域の集会の場等を活用し，周知，啓発を更に強化します。
- ②子どもに対する交通安全教室の内容を見直し，生活環境に即した内容に改善するとともに，自転車の正しい乗り方について発達に応じた啓発活動を推進します。
- ③自転車の関わる交通事故を減らすために自転車利用者への交通ルールの周知と安全教育の推進を進めるとともに，自転車事故の際の危機管理として，賠償責任保険の加入促進などの普及，啓発を行い，自転車の安全利用の定着に努めます。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
高齢者の市内交通事故件数 (件/年)	49	↓	25
子どもの市内交通事故件数 (件/年)	25	↓	13
市内の自転車の関わる事故件数 (件/年)	251	↓	125
市民アンケートによる自転車利用者賠償責任保険加入者割合 (%)	41.3	↑	100.0

4 市民主体による取組

- ◇道路を利用する全ての人々が交通ルールを守り，気持ちよく利用できるようお互いに配慮した思いやりの気持ちで交通マナーを高める
- ◇お互いに交通ルールやマナー違反について注意を呼びかける
- ◇自動車や自転車などに乗る人は常に歩行者を優先する
- ◇自転車事故に関する賠償保険に加入する

[関連する課題別計画]

第10次芦屋市交通安全計画（H28～H32）

施策目標 12-2 公共施設などのバリアフリー化が進んでいる

(施策目標推進部：都市建設部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・道路や公園などの公共空間のバリアフリー化を進めます。
- ・様々な人が利用する建物のバリアフリー化を推進、促進します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

道路や公園などの公共空間のバリアフリー化では、市役所周辺及び市内各所において、歩道の切下げ部や公園施設のバリアフリー化を順次実施するとともに、*交通バリアフリー推進連絡会を開催し、「交通バリアフリー基本構想」に位置づけられた様々な整備に関する情報交換等を行いました。

建物のバリアフリー化では、公共建築物の大規模改修工事等に合わせて推進しており、一定規模以上の公共建築物の建替え又は改修時には兵庫県の「福祉のまちづくり条例」による対応を行い、更に、利用者側の視点を盛り込んだ施設計画とするため、事前に市内福祉団体の意見聴取なども行いました。また、移動に対するバリアフリー化の取組として、阪急バスに対するノンステップバス購入助成のほか、阪急芦屋川駅構外南側スロープの新設工事に係る助成も行いました。

道路や公園については、地形的な制約などによりバリアフリー化を整備することが困難な箇所もありますが、今後も、高齢者や障がいのある人なども含めたあらゆる人が、安全・安心・快適に施設の移動及び利用ができる環境づくりのために、*ユニバーサルデザインの考え方を踏まえ、さらなるバリアフリー化を計画的に進めていくことが必要です。

3 後期5年の重点施策

12-2-1 道路や公園などの公共空間や様々な人が利用する建物のバリアフリー化を進めます。

(重点取組)

- ①すべての人にやさしい歩行者空間の確保に努めるとともに、歩道の平坦性を確保するなど歩道設置路線のバリアフリー化を進めます。
- ②安全かつスムーズに目的地に行くことができるよう、芦屋らしい景観に配慮したわかりやすく統一的な*サイン計画に見直します。
- ③長寿命化改修に併せて、公園施設のバリアフリー化を進めます。
- ④公共建築物の建替えや大規模改修時には、関係団体等からのアドバイスを参考にしながら、利用者の視点を考慮した施設整備を行います。また、施設の計画の際に参考となる施設案内等の整備マニュアルを作成します。
- ⑤円滑に市街地を移動できるよう、現地調査等を行いながら新たなバリアフリー基本構想（重点整備地区）を検討します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
歩道切下げ部のバリアフリー化率（％）	34.5	↑	46.7
公園施設のバリアフリー化率（％） （施設誘導園路，多目的トイレ等の施設整備状況）	16.9	↑	56.6
公共建築物等のバリアフリー化率（％） （多目的トイレの整備状況）	73	↑	80

4 市民主体による取組

◇点字ブロックなどのバリアフリー設備の使用を妨げないように，物などを置かないこと

[関連する課題別計画]

芦屋市交通バリアフリー基本構想（H19～）

第2次芦屋市地域福祉計画（H24～H28）

芦屋市都市計画マスタープラン（H24～H32）

施策目標 12-3 市内を安全かつ快適に移動できる

(施策目標推進部：都市建設部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・道路や交通安全施設の整備・維持管理を適切に行います。
- ・駅周辺の交通機能を高めるための取組を検討します。
- ・公共交通や道路網を含めた市内交通の円滑化に向けて取り組めます。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

道路や交通安全施設の適切な整備・維持管理では、修繕計画に基づく道路、橋りょう等の修繕・整備、交通安全施設(防護柵)の改修、通学路における路側帯の設置・拡幅及びカラー化を実施しました。

駅周辺の交通機能を高めるための取組として、JR芦屋駅南地区では、まちづくり整備計画の策定に向け、地元住民等と勉強会等を開催しています。

公共交通や道路網を含めた市内交通の円滑化では、バス運行の改善や利便性の向上についての関係機関との協議、山手幹線での全線開通後の環境調査や交通量調査の実施のほか、兵庫県とともに都市計画道路の見直し作業を実施し、本市の特性や社会情勢等に応じた市内道路網の見直しを行いました。駅周辺での違法駐車や違法駐輪を減らす取組では、違法駐輪自転車等への警告・移送・撤去を定期的に行うことにより、違法駐輪の撤去台数が減少しました。

道路、橋りょう等の老朽化対策は全国的にも課題となっており、今後も、芦屋市道路橋長寿命化修繕計画を見直しながら、修繕・整備を行っていくことが必要です。また、市民が安全かつ快適に移動できるように、JR芦屋駅南側において駅前広場・周辺道路・駐輪場の整備やバス路線の再編など、交通結節機能を高める取組を進めていくことが必要です。

3 後期5年の重点施策

12-3-1 道路や交通安全施設の整備・維持管理を適切に行います。

(重点取組)

- ①橋りょうを安全に通行できるように、老朽化した橋りょうを定期的に点検し、修繕・架け替え等を行います。
- ②道路を安全に通行できるように、芦屋川沿いの防護柵の改修の実施など歩行者の安全対策を行います。また、歩行者、自転車、自動車の共存が図れるよう様々な工夫を図ります。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
防護柵の改修率 (%)	75.3	↑	89.7
市道の交通事故の件数 (件/年)	1,082	↓	970

12-3-2 JR芦屋駅周辺の交通結節機能を高める取組を進めます。

(重点取組)

- ①安全かつ快適に移動でき利便性が向上するように、JR芦屋駅南側の駅前広場及び周辺道路を整備します。
- ②安全かつ便利に利用できるように、JR芦屋駅南側において分散化された既存の駐輪場を集約・整備します。
- ③バスを利用しやすくなるように、JR芦屋駅の南北バス停の再配置に伴う路線再編に向けて関係機関と協議します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
芦屋駅前交番管轄での交通事故発生件数 (件/年)	323	↓	290

4 市民主体による取組

◇駐車場や駐輪場の利用

[関連する課題別計画]

芦屋市道路橋長寿命化修繕計画（H27 改定）

充実した住宅都市の機能が快適な暮らしを支えている

【基本構想】

住宅都市である本市では、既存住宅の維持管理に関する相談や支援に関するニーズが高まってきています。

また、住宅都市の基盤である上・下水道の施設、道路、橋りょうや公共施設などの老朽化対策に加え、暮らしに必要な商業については、周辺地域に大型店舗が展開されたことで打撃を受けており、市民が身近なところで買い物などの消費活動ができるよう、商業の衰退を防ぐ必要があります。

快適な暮らしのためには、戸建住宅や集合住宅などの既存住宅が適切に維持管理されることや、超高齢社会を迎え、地域での生活が継続できることを基本に、コミュニティ施策や福祉施策と連携した公営住宅にしていくことが重要であると考えます。

また、住宅都市の機能を安全に安心して利用できるよう、市の財政的な負担の軽減を図りながら公共施設の長寿命化など、適切かつ的確な維持管理を計画的に行うとともに、生活の利便性を維持・向上するために商業を活性化することも重要であると考えます。

施策目標 13-1 良質なすまいづくりが進んでいる

施策目標 13-2 住宅都市としての機能が充実している

施策目標 13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・良好な住環境の形成と良質な住宅供給を促進します。
- ・住宅の維持管理や改善に向けた相談や情報提供に努めます。
- ・市営住宅等の耐震化やバリアフリー化等を進め、ストックの維持管理を適切に行います。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

良好な住環境の形成と良質な住宅供給では、*芦屋川特別景観地区の指定や景観計画の策定など、緑ゆたかな住宅景観の継承とより魅力ある都市景観の創造を図りました。また、*長期優良住宅に係る認定申請の審査、中堅所得者層向けの*特定優良賃貸住宅の提供のほか、「芦屋市住みよいまちづくり条例」を改正し、*まちづくり協定制度の導入とともに、条例に基づく開発・建築に関する審査、指導など良好な住環境の維持、保全及び育成に努め、良質な住宅供給を促進しました。

住宅の維持管理や改善に向けた相談や情報提供では、住宅相談窓口の運営、分譲共同住宅共用部分バリアフリー改修助成事業の実施、介護保険制度の要介護または要支援者への住宅改造費助成などにより、バリアフリー化や耐震化等の住宅リフォームを促進するほか、「芦屋市耐震改修促進計画」の見直しを行い、さらに住宅の耐震化を促進するための施策を盛り込むとともに、特に高経年マンションについては改修と建替えを一体的な施策として取り組む中で、マンション管理組合のネットワーク会議の開催などにより、マンション管理組合の情報交換・共有の場づくりを支援しました。

市営住宅に関しては、翠ヶ丘町5番住宅建替工事や高浜町1番における*市営住宅等大規模集約事業の推進など、「市営住宅等ストック総合活用計画」に基づき、市営住宅等の耐震化やバリアフリー化等を進め、ストックの維持管理を適切に行いました。

住宅都市である本市にとって、質の高い良好な住環境の形成は重要な施策であり、引き続き、*長期優良住宅等の普及や「景観計画」及び「住みよいまちづくり条例」等による良質な住宅の供給を継続していくことが必要です。

また、今後は、新築される住宅等への規制と同時に既存の住宅ストックがいかに良質な状態で維持・管理・更新・再生されていくかが、まちづくり全体を見る中では大きな課題となるため、住宅相談の充実や新たな課題である中古住宅の流通促進や空き室問題などへの対応についても取り組んでいくことが必要です。特に高経年マンションにおいては、改修や建替えを検討していく管理組合等との関わりを深めていくことで、良好な住宅ストックを維持するために最善の方向へ誘導していくことが必要です。さらに、住宅に困窮する市民に適切に住宅を供給するため、既存の市営住宅等の適切な維持・管理・更新を行っていくとともに、*市営住宅大規模集約事業については、適切な進行管理を行うことが必要です。

3 後期5年の重点施策

13-1-1 芦屋らしい魅力ある住まい・まちづくりを促進します。

(重点取組)

- ①良好な住環境の維持・誘導のため、新築住宅の整備にあたって、「景観計画」又は「住みよいまちづくり条例」等によるまちづくり行政の適切な継続運用を図ります。
- ②長期にわたって使用可能な質の高い新築住宅を供給するため、*長期優良住宅の認定取得の普及を図ります。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
*まちづくり協定地区内の建築届出数 (累積件数)	4	↑	80
新築住宅における認定*長期優良住宅の割合 (%)	50	↑	60

13-1-2 良質な住宅ストック形成への対策に努めます。

(重点取組)

- ①住宅に関する課題解決が図られるように、市内マンション管理組合のネットワーク会議も活用しながら、マンションの長期修繕計画の策定などをはじめとした住宅相談を拡充します。
- ②マンションの共用部や高齢者や障がい者世帯の居住住宅の改善が進むようバリアフリー改造助成の周知、啓発を行います。
- ③安全安心で良質な住宅維持を促進するため、中古住宅流通に携わる関係団体との調整を行うなど、中古住宅のリフォーム改修の促進を図ります。
- ④空き家について、現状を把握し、問題点等を整理するための取組として、分譲マンションの空き家状況調査を実施し研究します。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
市内マンション管理組合のネットワーク会議 に関する会員登録の割合 (%)	5	↑	10
分譲共同住宅共用部分及び戸建住宅のバリア フリー化助成件数 (件)	1,699	↑	2,500

13-1-3 *市営住宅の大規模集約事業を円滑に実施します。

(重点取組)

- ①*市営住宅大規模集約事業において、高齢者や障がいのある人が安心して生活できる環境づくりに寄与し、良好なコミュニティの形成に配慮した住宅を建設し、新規住宅へのスムーズな転居を図ります。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
建替対象住宅居住者の転居割合（％）	—	↑	100

4 市民主体による取組

- ◇良好な住環境の形成への理解と協力
- ◇マンション管理組合の理解と協力
- ◇市営住宅の建替等についての入居者の理解と協力

[関連する課題別計画]

- 芦屋市緑の基本計画（H17～H32）
- 芦屋市景観形成基本計画（H26 改定）
- 芦屋市景観計画（H27）
- 芦屋市耐震改修促進計画(H20～H32)
- 芦屋市住宅マスタープラン（H20～H29）
- 芦屋市市営住宅等ストック総合活用計画（H22～H41）

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・都市施設や設備の効率的な活用や長寿命化のための保全計画を策定し、適切な改修や維持管理を行います。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

住宅都市としての機能を充実させる取組では、市の保有する建築物の保全計画を策定し、それに基づく工事を実施するほか、建築物以外の上下水道、公園、橋りょう等についてもそれぞれの改修計画に基づく工事を実施し、各都市施設の適切な維持管理とともに設備の効率的な活用や長寿命化を進めました。

今後、多くの公共施設において、老朽化対策及びそのための財政負担が大きな課題となる中で、公共施設等の効率的な活用と長寿命化を図ることが必要であり、都市施設整備をはじめ、交通機能や防災機能など様々な視点を踏まえた将来的なまちづくりの基本的な考え方も検討する必要があります。

個別施設については、定期点検等により施設の問題・課題を把握し、計画的に改修等を進めていくことが必要であり、芦屋霊園では建設から 60 年を経過し、施設の老朽化等も目立ち、部分的な整備では対応が困難となってきています。また、少子高齢化の進展に伴い、墓地の継承が困難になるという新たな課題も生まれており、修景に配慮した安全で利用しやすい公園墓地に向けての再整備と、新たなニーズに対応する施設整備が必要です。また、様々な社会環境の変化に対応するため、環境処理センター内の施設においては、様々な課題を整理し、計画的な施設の整備と管理運営について検討し、事業を進めることが必要です。

3 後期 5 年の重点施策

13-2-1 公共施設等の保全計画に基づき効率的かつ適切な改修や維持管理を行います。

(重点取組)

- ①公共建築物の定期点検等により施設の問題を把握し、適切な改修や維持管理を行うとともに、未策定となっている小規模施設の保全計画を策定します。また、施設の効果的な活用等も検討します。
- ②上水道施設を安全で安心して利用できるよう、「施設整備計画」に基づき計画的に改築・更新を行います。
- ③快適な下水道施設を維持していくため、「下水道長寿命化計画」を策定し下水道施設の改築・更新を行います。
- ④公園を安全に利用できるよう、「公園施設長寿命化計画」に基づき、公園ごとの特性にあわせて公園施設の更新を進めます。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
市公共建築物の保全計画策定率（％）（処理場等*プラント施設は除く）	70	↑	85
全管路延長に占める各年度に施工する上水道更新管路延長の割合（％） （年度毎の更新管路延長／管路総延長（％））	1.5	→	1.5
全管路延長に占める各年度に施工する下水道更新管路延長の割合（％） （年度毎の更新管路延長／管路総延長（％））	0.2	→	0.2
公園施設更新率（％） （公園施設更新数〔箇所〕／計画期間内更新対象施設数（休養，遊具，管理施設等）〔箇所〕）	16.3	↑	50.0

13-2-2 環境関連施設を適切かつ計画的に整備・運営します。

（重点取組）

- ①霊園施設について、霊園内の園路や緑地等を整備するとともに、多様なニーズに応えるための施設整備など修景に配慮した公園墓地としての再整備に取り組みます。
- ②環境処理センター内のごみ焼却施設及び*パイプライン施設等について、社会環境の変化及び施設の老朽化に対応した適切なおみ処理を行うため、施設の運営方針を定め、計画的に事業を進めます。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
多様なニーズに対応する霊園内の施設整備	—	—	整備
ごみ処理施設の運営方針に既定する取組の進捗（％）	—	—	100

13-2-3 住宅都市に必要な都市施設を計画的に整備していくための検討を行います。

（重点取組）

- ①都市計画道路等の都市施設や市街地開発などを効率的に整備するため、交通機能や防災機能など様々な視点を踏まえ、都市施設等の整備に関する基本方針等を検討します。
- ②南芦屋浜地区におけるまちづくりの課題について、地元の意見を聴きながら、解決を図ります。

指標（単位）	現状値 (H26)	指標の 方向性	めざす値 (H32)
（仮称）都市施設等の整備に関する基本方針	—	—	策定

[関連する課題別計画]

公共施設の保全計画（H24）

芦屋市都市計画マスタープラン（H24～H32）

芦屋市公園施設長寿命化計画（H28～H37）

芦屋市水道ビジョン（H26～H37）

芦屋市下水道中期ビジョン（H23～H32）

芦屋市公共下水道事業計画（H23～H28）

下水道長寿命化計画（芦屋処理区）（H25～H29）

（旧奥山処理区）（H26～H30）

芦屋市一般廃棄物処理基本計画（H23～H32）

施策目標 13-3 市内の商業が活性化し、市民の利便性も向上している

(施策目標推進部：市民生活部)

1 前期基本計画の「重点施策」

- ・魅力ある商店街づくりを推進し、生活の利便性の向上を目指します。
- ・市民の利便性の向上のため、商業・業務施設の立地を検討します。

2 「前期の取組成果」と「後期の課題」

魅力ある商店街づくりを推進し、生活の利便性の向上させる取組では、商工会と協働した商業活性化対策事業としてのイベント補助、アーケードの補修等商業共同施設補助、空き店舗を利用した創業の支援等活力あるまちなか商店街づくり補助など、商店街の活性化や商業施設整備の支援を行いました。

商業・業務施設の立地の検討では、商業診断を実施し、商業振興の方向性を検討したほか、駅周辺の交通量・土地利用状況の調査を実施するとともに、JR芦屋駅南地区のまちづくり整備基本計画の策定に向け、地元住民等との勉強会等を実施しました。

今後、市外大規模量販店に消費者が流出し、空き店舗が目立つ商店街や後継者不足問題を抱える市内商業が活性化するように、新たな創業や後継者の支援に取り組むとともに、市内事業者の取扱商品の魅力を全国に発信していくことが必要です。また、市民の利便性の向上のため、JR芦屋駅南地区のまちづくりにおいて商業・業務施設の立地の誘導を進めていくことが必要です。

3 後期5年の重点施策

13-3-1 生活の利便性の向上のため、市内の商業を活性化します。

(重点取組)

- ①新たな創業者による創業を支援するために芦屋市商工会との協働による創業塾を実施します。
- ②活気にあふれた事業所を増やすために、芦屋市商工会との協働により後継者育成に取り組めます。
- ③市内商業の活性化を図るため、市内事業者の取扱商品について、全国にその魅力を発信します。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
新規起業のための創業塾受講者数 (人/年)	31	↑	60
*ふるさと寄附金取扱商品件数 (個/年)	—	↑	35

13-3-2 市民の利便性の向上のため、商業・業務施設の立地を誘導します。

(重点取組)

- ①市民の生活利便性を向上するために、J R 芦屋駅南地区の商業について芦屋市商工会や芦屋市商業活性化対策協議会と協議し、まちづくり計画と十分な調整を図っていきます。
- ② J R 芦屋駅南地区の利便性が向上するように、商業・業務施設の立地を誘導します。

指標 (単位)	現状値 (H26)	指標の方向性	めざす値 (H32)
市民が普段買い物で、J R 芦屋駅南地区の主な商業・業務施設を利用する割合 (%)	5	↑	10

4 市民主体による取組

◇身近な商店や商店街の利用

